

各部(局)・各行政委員会・議会事務局・警察本部 主管課長 様

情報公開室長

知事メールに係る専用フォルダの設置について(通知)

この度、知事メールについて、公開請求等に円滑に対応するため、下記のとおり専用フォルダを設置して取り扱うこととしましたのでお知らせします。

各主管課におかれましては、当該取扱いについて、関係者に周知し、徹底いただきますようお願いいたします。

記

1 対象とする知事メール

知事と部長等(部長会議の構成員をいう。)との間で送受信された組織共用メール

(参考資料)組織共用メールの範囲

2 専用フォルダの管理方法

- (1)登録方法 知事及び部長等が1に該当するメールを送信する際に、専用フォルダ宛に同時送信する。
- (2)保管期間 登録後1年間保管
- (3)管理者 情報公開室長

3 公開の方法

府民等から公開請求があった際に、専用フォルダから対象となるメールを特定し、大阪府情報公開条例第8条及び第9条に規定する非公開情報を除いて公開する。

4 実施期日

平成21年1月20日

情報公開室情報公開課 情報公開グループ 担当：下田、吉澤、園部 内線 6066、5042
--